

ステップ1：輸出入製品のHS番号の確定

1. 分類体系

HS品目表において、機械類は第16部から第19部までに分類され、その分類体系の概要は図表1-1のとおりです。

機械類の特徴は、一般に、部分品を組み立てることにより製造されるということですが、

したがって、機械類の分類で最も重要となるのは、エンジン（内燃機関）、モーター（電動機）、ランプ、ギアボックス、弁などの、そのもの自体が機械類のものであると同時に、さらに大きな機械類を製造する際に部分品として組み立てられるものの多くが所属する第16部（第84類及び第85類）について、それぞれの項にどのような物品が含まれるのかを正確に把握することです。

この関連では、第17部（第86類から第89類）及び第90類の注¹において、これらの部及び類に該当する機械類の部分品及び附属品について、一部の例外もありますが、第16部（第84類及び第85類）に含まれる物品を除外する規定が設け

図表1-1 機械類等の分類体系

第16部 機械類・電気機器等

- 第84類 機械類及びその部分品
- 第85類 電気機器及びその部分品・附属品

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器等

- 第86類 鉄道用の機関車・車両等及びその部分品
- 第87類 自動車等及びその部分品・附属品
- 第88類 航空機等及びその部分品
- 第89類 船舶等

第18部 精密機器、時計、楽器等

- 第90類 光学機器、精密機器、医療用機器等及びその部分品・附属品
- 第91類 時計及びその部分品
- 第92類 楽器及びその部分品・附属品

第19部 武器等

- 第93類 武器等及びその部分品・附属品

まず、(a)は、当該部分品が第84類又は第85類のいずれかの項に該当する場合には当該いずれかの項に属すると規定しています。

この場合、第84類及び第85類において、特定の機械の部分品のみを分類するために設けられた第84.09項等の11の項は除かれます。

したがって、(a)は、当該部分品が第84類又は第85類の機械を分類するいずれかの項に該当する場合には、当該部分品を機械として当該項に分類するという規定です。

(a)の適用事例として、**図表1-5-1**に示した冷蔵庫用に製造されたファンの分類について検討します。当該ファンは、明らかに冷蔵庫の部分品と認められますが、当該部分品は、それ自体を第84.14項に属するファンの機能を持つ機械として捉えることができることから、(a)の規定を適用し、第84.14項に分類するというものです。

次に(b)は、(a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械と同一の項又は第84.09項等の9の項のうち該当する項に属すると規定しています。

したがって、(b)は、当該部分品を専ら又は主として使用する機械本体と同一の項又は特定の機械の部分品のみを分類するために設けられた第84.09項等の9の項のうち該当する項に分類するという規定です。

(b)の適用事例として、先程の**図表1-5-1**の冷蔵庫用に製造されたファンを構成する2つの部分品であるファン用のモーターとファン用のブレード

図表1-5-1 第16部注2(機械の部分品の分類)の分類例①

		<p>冷蔵庫用に製造されたファン 第16部注2(a) 本品自体をファンとして第84.14項に分類</p>	
<p>第84.14項(ファン)</p>			
<p>ファン用のブレード 第16部注2(b) ファンの部分品:第8414.90号</p>		<p>ファン用のモーター 第16部注2(a) 電動機(モーター):第85.01項</p>	

一方、図表1-22を見ると、「汎用の部分品」から「専用の部分品」については、日インドEPAを除く全てのEPAで、「専用の部分品」の「汎用の部分品」からの製造に対し常に原産資格が与えられる一方で、日インドEPAのみ、付加価値基準を満たすことが条件とされています。

図表1-22 専用の部分品(サーモスタット(第9032.90号))の日本のEPAの品目別規則

EPA相手国等	品目別規則	汎用性の部分品からの製造への原産品資格の付与
インド	CTSH及びQVC35%	△ (付加価値基準を満たしたときのみ)
メキシコ、チリ	CTH	○
EU、英国	CTH(第96.20項の材料からの変更を除く) 又は MaxNOM50% RVC55%	
ペルー	CTH又はQVC50%	
CPTPP	CTH 又は RVC30%(積上げ方式) RVC40%(控除方式) RVC50%(重点価額方式)	
フィリピン、タイ、アセアン、ベトナム、スイス、豪州、モンゴル、RCEP	CTH 又は RVC40%(アセアン、RCEP) LVC40%(ベトナム) VNM60%(スイス) QVC40%(その他)	
シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ	CTSH又はQVC40%	

3. 機械類の品目別規則適用のポイント

機械類の品目別規則適用のポイントについて、それぞれ、「完成品」の生産、部分品間の変更、「完成品」間の変更の場合に分けて説明します。

(1)「完成品」の生産の場合

- ① 「完成品」の生産に使用する部分品を全て洗い出します。
- ② 「完成品」及び使用した全ての部分品について、それぞれのHS番号を確認

図表1-25 証明資料(計算ワークシート)の作成

利用協定	H/EU・EPA					
生産国	日本					
実際の生産場所	〇〇県(〇〇工場)					
適用原産地規則	付加価値基準(RVC55)					
HSコード	原産名	FOB価額(出荷額)	FOB価額(円換算)	非原産材料価額	域内原産割合	基準値
9032.10	サーモスタット	US\$3.08	¥400	175	56.30%	55%
HSコード	部品(材料)名	原産/非原産	単価	原産情報	価格情報	
9032.90	本体カバー	非原産	¥50	請求書、製造原価計算書	製造原価計算書	
72.26	バイメタル	非原産	¥30	仕入書、製造原価計算書	製造原価計算書	
74.19	バネ	非原産	¥15	仕入書、製造原価計算書	製造原価計算書	
71.06	接点	非原産	¥20	仕入書、製造原価計算書	製造原価計算書	
74.15	リベット	非原産	¥5	仕入書、製造原価計算書	製造原価計算書	
74.19	端子	非原産	¥10	仕入書、製造原価計算書	製造原価計算書	
39.26	ケース	非原産	¥15	請求書、製造原価計算書	製造原価計算書	
76.16	キャップ	非原産	¥5	仕入書、製造原価計算書	製造原価計算書	
39.09	充填剤	非原産	¥5	仕入書、製造原価計算書	製造原価計算書	
85.44	リード	非原産	¥20	仕入書、製造原価計算書	製造原価計算書	
		非原産材料価額合計	¥175			
製造コスト・経費		—	¥170	製造原価計算書		
利益		—	¥40	製造原価計算書		
輸送コスト		—	¥15	国内輸送取引明細書		
		非材料費合計	¥225			
FOB価額		—	¥400	取引契約書		
外国為替レート	US\$ =	¥130	US\$3.08			

製品の生産に使用された各材料の単価を証明する資料が必要。この場合は、輸入時のインボイス(仕入書)又は国内のサプライヤーからの購入時の請求書、及び(製品の1単位の生産に投入された材料の単価を示すものとして)製造原価計算書を資料として記載。

製品のFOB価額を証明する資料が必要。この場合は、買手との取引契約書を記載。